

公立保育所カウンセラー訪問支援事業事業者登録実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、公立保育所カウンセラー訪問支援事業実施要綱（「以下「実施要綱」という。）第 2 条の規定に基づき、名古屋市の委託を受けて公立保育所カウンセラー訪問支援事業（以下「カウンセラー訪問支援事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第 2 条 事業者は、名古屋市長（以下「市長」という。）の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）により、市長に申請しなければならない。

- (1) 公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録申請書（第 1 号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（委託事業者）

第 3 条 事業者は、次に掲げる登録基準をいずれも満たし、心理に関する知識経験を有するカウンセラーによる訪問支援を実施できる者とする。

- (1) 法人格を持つ者であること。
- (2) 申請書の提出の日から起算して過去 3 年以内に、教育施設、児童福祉施設等でカウンセリング業務を行った実績を有する者であること。
- (3) 名古屋市内又は名古屋市に接する市町村に本店又は支店等を有する者であること。
- (4) 責任者が常勤で配置され、公立保育所の長及び保育運営課責任者と連絡調整するなどの適切な業務の執行が常時できる体制が整備されていること。
- (5) 名古屋市内の公立保育所に継続的に勤務できるカウンセラーを確保しており、別に定める仕様に対応できる人員を保持していること。
- (6) カウンセラーに対し業務上必要な基礎知識、機密保持及び個人情報保護に関する遵守事項等について必要な教育や研修を実施していること。

（審査及び登録又は拒否）

第 4 条 市長は、申請書等を受理したときは、前条に掲げる登録基準を満たしているかについて審査し、登録又は拒否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項による登録の決定を行ったときは、公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録決定通知書（第 2 号様式）により、事業者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項による拒否の決定を行ったときは、公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録拒否決定通知書（第 3 号様式）により、事業者へ通知するものとする。

（登録内容の変更）

第 5 条 前条の規定による登録の決定を受けた事業者は、申請書等に記載した事項について変更が生じたときは、公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録変更届（第 4 号様式）に、申請書等を添付し、届け出なければならない。

（登録の取消）

第 6 条 市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、登録内容の全部又は一部を取消することができる。

（1）申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。

（2）実施要綱及び別に定める委託契約の規定に違反したとき。

（3）第 3 条に定める要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項により登録の取消を行ったときは、公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録取消通知書（第 5 号様式）により事業者へ通知するものとする。

（登録の辞退）

第 7 条 事業者は、公立保育所カウンセラー訪問支援事業の全部又は一部を実施できなくなったときは、公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録辞退届（第 6 号様式）に公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録決定通知書（第 2 号様式）を添付して、市長へ届け出るものとする。

（費用）

第 8 条 市長は、別表に定める委託料単価（1 回当たり）に 1 か月間の総訪問支援回数を乗じて得た額を委託料として、事業者へ支払うものとする。

2 事業者は、前項に規定する委託料について、毎月末日までに、前月分を請求するものとする。

（訪問支援の決定等）

第 9 条 市長は、実施要綱第 4 条第 3 号の規定に基づく支援で、カウンセラーによる訪問支援が必要と認める場合においては、児童等及び当該公立保育所の状況等を勘案の上、訪問支援を決定し事業者へ依頼するものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

別表

	金 額
委託料単価（１回当たり）	20,800 円（消費税及び地方消費税を含む）

(第1号様式)

公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

公立保育所カウンセラー訪問支援事業事業者登録実施要綱に基づき、次のように登録等を申請します。

申請者	所在地	(郵便番号)
		TEL FAX
	名称	
	代表者職氏名	
責任者	名古屋市内在又は 名古屋市に接する 市町村の支店 所在地	※本店の所在地が名古屋市内在又は名古屋市に接する市町村でない場合に記入 (郵便番号)
		TEL FAX
	所属部署名	
	責任者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
	対応可能営業日	※対応可能曜日に○をつけてください。 月 火 水 木 金 土 日 (備考 :)
	対応可能営業時間	午前 時から午後 時 (備考 :)
訪問支援可能な カウンセラーの人数		人 (備考 :)

※裏面へ続く

確認事項	☐ 公立保育所カウンセラー訪問支援事業事業者登録実施要綱に規定する事業者の要件を全て満たしている ☐ 支援について、仕様書に記載された内容に沿って実施することができる ※以上のことを確認しチェックをすること。なお、いずれかの項目に該当しない場合は申請できません。
添付書類	☐ 申請者の事業内容が分かる会社案内・パンフレット等 ☐ 申請日から起算して過去３年以内に、教育施設、児童福祉施設等にカウンセラーを派遣した実績を有する者であることが分かる契約書等の写し ☐ カウンセラーに対し、業務上必要な知識、機密保持及び個人情報保護に関する遵守事項等について習得させる研修等を行うことが分かる研修計画書

(第2号様式)

公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録決定通知書

年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者職氏名)

名古屋市長

年 月 日付で申請のありました公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録申請について、次のとおり（登録・変更）することを決定しましたので通知します。決定した内容について変更がある場合は、変更申請書を提出してください。

所在地	(郵便番号 —) T E L F A X
名称	
代表者職氏名	
名古屋市内在又は 名古屋市に接する 市町村の支店 所在地	※本店の所在地が名古屋市内在又は名古屋市に接する市町村でない場合に記入 (郵便番号 —) T E L F A X
備考	

備考 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(第3号様式)

公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録拒否決定通知書 年 月 日 (所在地) (名称) (代表者職氏名) 名古屋市長 公立保育所カウンセラー訪問支援事業事業者登録実施要綱に基づき、次のとおり登録の拒否を行うことを決定しましたので通知します。	
理由	
備考	

備考 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(第 4 号様式)

公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録変更届	
年 月 日	
(宛先)名古屋市長	
届出者(所在地)	
(名称)	
(代表者職氏名)	
年 月 日付で決定のありました公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録の内容について、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。	
変更内容 (事項)	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日
備考	

※変更事項に応じて、公立保育所カウンセラー訪問支援事業事業者登録実施要綱第 2 条第 2 項各号に定める書類を添付して提出してください。

(第 5 号様式)

公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録取消通知書	
年 月 日	
(所在地)	
(名称)	
(代表者職氏名)	
名古屋市長	
年 月 日付で決定のありました公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録の内容について、下記のとおり取消しましたので通知します。	
理由	
取消年月日	年 月 日
備考	

備考 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、決定又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(第 6 号様式)

公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録辞退届	
年 月 日	
(宛先)名古屋市長	
届出者(所在地)	
(名称)	
(代表者職氏名)	
年 月 日付で決定のありました公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録の内容について、下記のとおり登録を辞退しますので届け出ます。	
辞退する登録内容	
辞退年月日	年 月 日
辞退理由	
備考	

※公立保育所カウンセラー訪問支援事業登録決定通知書（第 2 号様式）を添付し、提出してください。